会 議 録

会議の名称	平成30年度 第2回 茨木市障害者施策推進分科会					
開催日時	平成31年1月24日(金)午後2時00分から午後3時40分					
開催場所	茨木市役所南館 8 階 中会議室					
議長	新野委員 (会長)					
出 席 者	髙田委員、岩﨑委員、大木委員、太田委員、岡田委員、 中西委員、森川委員、森脇委員					
欠 席 者	石田委員、上島委員					
事務局職員	北川健康福祉部長、北達健康福祉部理事、 青木健康福祉部次長兼地域福祉課長、 中井こども育成部次長兼子育て支援課長、 竹下健康福祉部副理事兼相談支援課長、 河原障害福祉課長、中尾福祉指導監査課長、 中島相談支援課参事、石井障害福祉課課長代理、 永友相談支援課推進係長、中村相談支援課相談二係長、 藤山障害福祉課計画推進係長、藤岡子育て支援課発達支援係長					
議題(案件)	① 会長職務代理者の選出について② 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例に 関連する事業等の進捗状況について③ 茨木市障害者地域自立支援協議会全体会の報告について④ その他					
資料	 ・資料 1-1 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり 条例に関連する事業等の進捗状況について ・資料 1-2 茨木市障害者差別解消法支援協議会について ・資料 2-1 平成30年度第2回茨木市障害者地域自立支援協議会 全体会議事概要 ・資料 2-2 委託障害者相談支援事業所の名称について ・資料 3 支給決定基準の策定について 					

		議	事	Ø		経	過	
発 言	者			発 言	の	要	□□	
		開会						
事務局(司会	会)	いただき 長年、 長年、 に 大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大) (大 (大) (大) (大) (大) (す。よろし 催に先立ち 市障害者施 則委員が、 の第2回茨 代理者を務 ただくこと	くお願いいまして、委 策推進分科 平成30年9 木市総合保 めていただい が決定いた	た 員 会 月 20 F 単	す。にとお 議まった	ご報告がござい してご尽力いが 亡くなりになり 会におきまし	ただいておりまし りました。 て、これまで分科 員に新たな分科会
新野会長		障害関係の とても残念 年度途中 協力、ますよ	仕事を一緒 に思ってい でバトンタ	にさせているところで、 ッチという? のお助けをい してまいり?	ただい ござい 形にな いたた たいと	いてお います。 よりま ごきな	りました。今回。 すけれども、氢 がら、この分科	は12~13年、この 回の訃報を受け、 委員の皆様方のご 科会がスムーズに
事務局(司	会)	また、新 て、茨木市 て、多大な の中西英一	障害のある。 るご協力を 先生にご参	委員として、 人もない人 ² いただきま ² 加いただく、	も共に した、 ことと	生き。 藍野	るまちづくり約大学医療保健学	門部会におきまし 条例の制定に向け 学部作業療法学科 とします。
中西委員		新しく委員	を拝命いた っ張らない	しまして、行	数力な	だら	尽力していきが	そのようなことで たいと思っていま Dで、なにとぞよ

事務局(司会)

ありがとうございます。

続きまして本日の資料を確認させていただきます。

(資料確認)

それでは、会議の議事進行は会長が行うこととなっておりますので、新野 会長、よろしくお願いいたします。

新野会長

議事に入らせていただきたいと思います。

会議を始めるにあたりまして、本日の委員の出席状況につきまして、事務 局からご報告をお願いいたします。

事務局(司会)

本日の委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。

委員総数11人のうち、ただ今、9人のご出席をいただいております。半数 以上の出席でございますので、会議は成立しております。

また本日、3人の方が傍聴されていることをご報告いたします。 以上です。

新野会長

ありがとうございました。それでは、議事に入っていきたいと思います。 皆様のお手元の次第をご覧ください。

まず、議題1「会長職務代理者の選出について」を行いたいと思います。 職務代理者は、茨木市総合保健福祉審議会規則第7条第5項により、会長 が指名することとなっております。そこで昨年度、この分科会の専門部会委 員として条例の策定などにお力を注いでくださいました、中西委員にお願い したいと存じます。

中西委員、どうぞよろしくお願いいたします。

中西委員

はい。

新野会長

ご承知くださいましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りますが、会議の進め方についてお諮りしておき たいと思います。

議題は、今日は4つ上がっておりまして、ただ今、1を済ませました。 それぞれの議題について事務局より説明を受け、その内容について、その 都度、順次ご意見やコメントをいただくというやり方でよろしいですか。 ご異議の声が出ませんでしたので、ご了承いただけたものといたします。 議題2にあります「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり 条例に関連する事業等の進捗状況について」、事務局ご担当から説明をお願いいたします。

事務局 (藤山)

障害福祉課計画推進係長の藤山と申します。お手元の資料1-1「茨木市 障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例に関連する事業等の進 捗状況について」をご覧ください。

昨年4月に条例を施行いたしましてから、8カ月以上経過しておりますが、この条例に関連して今年度に実施しております各事業等につきまして、 現時点での報告をさせていただきたいと思います。

本日の報告は、障害福祉関係課が実施をした内容が中心になりますが、条例そのものの市全体での進捗につきましては、年度の区切りで全庁的な確認を行い、その評価等も含めた形で、改めて次年度に報告させていただければと考えております。

では、まず項目1、周知・啓発についてです。

制定いたしました条例を少しでも分かりやすく、多くの市民の方々に知っていただくため、条例の分かりやすい版としてリーフレットを作成しました。委員の皆様にはお手元に置かせていただいているものになります。

今回、全部で1万2,000部作成しまして、市内全ての自治会と商工会議所の加盟事業者へ、合計約1万部を配布しています。その他、各種会議や研修等で配布、障害者団体等にも提供しまして、現状、ほぼ全てを配布してしまった状況になります。今年度のうちに追加での印刷を予定しておりますので、ご入用等あれば、お声がけくださればと考えております。

また、広報誌やホームページでの条例の周知も行っております。こちらは タイミングや方法など、今後、より効果的な周知につながるよう、継続して 行っていく予定です。

続きまして、今年度に実施いたしました、研修・啓発のイベントの状況についてです。資料では③として、市が主催をしたものと、それ以外に分けて記載しています。

市の主催で実施したものにつきましては、市民向けや事業者向けなど、イベントの集客に難しさを感じる場面がございました。今後、いかに興味を持ってもらう形でイベント等を実施できるかは、引き続き課題であると考えております。

市の主催以外でも、条例に関する研修等はさまざまな団体で実施していただいておりまして、特に障害者団体や福祉関係者の間では、この茨木市が他の自治体と比較して、先進的な条例を制定したことへの注目や期待が大きいことが伺えます。

今後、さらに幅広い団体、あるいは事業者の方々に、自発的に条例への理

解が深められるような活動をしていただくように後押ししていきたいと考 えております。

次に項目 2、裏側です。事業者の合理的配慮の提供にかかる助成金についてです。

条例の制定に合わせ、市内の中小事業者が障害のある人等に対し、合理的な配慮を提供しやすい環境を整備することを支援するために、段差解消などの工事の施工、筆談ボードなど物品の購入、食べ物屋さんのメニューの点字版など、コミュニケーションツールを作成することに対し、費用の助成を行う制度を新たに創設いたしました。

5月下旬から申請受付を開始し、ホームページ等での周知や商工会議所への協力依頼を行ってまいりました。また、10月からは茨木障害フォーラムの方々に協力をいただきまして、障害当事者である市民の方と市の職員とが協力して市内の商店街を回り、1軒1軒、お店への周知活動も行っております。その上で今月の15日現在、申請件数は資料のとおり、5件となっております。決して多い数字ではないと考えております。

さらなる利用促進に向けては、周知方法を工夫するとともに、今までも行っております、地道な周知活動も引き続き行っていく必要があると考えております。

次に項目3、夏休み子ども手話教室の開催についてです。

本市条例では手話を言語として位置づけ、その理解の促進や普及に努めることを定めています。その一環として、本年度夏休みの時期に市内の小学4年生から中学3年生を対象として、夏休み子ども手話教室を開催いたしました。

定員25人に対して、41人もの応募をいただきまして、内容としても大変好評のうちに終了することができました。今後もさまざまな対象に対し、理解を促すための取り組みを継続していきたいと考えております。

項目 4、茨木市障害者差別解消支援協議会については、相談支援課の担当から報告します。

事務局(中村)

相談支援課の中村です。引き続き説明します。

資料1-2をご覧ください。

障害者差別解消支援協議会が、障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき設置されました。こちらの協議会は障害を理由とする差別に関する相談や、相談事例を踏まえた差別解消の取り組みを、効果的に、円滑に行うための関係機関の協議の場として、昨年8月に設置しました。今年8月からあっせんの手続きを開始するものとしています。

協議会の委員は、当事者として障害者地域自立支援協議会障害当事者部会

の方や、大学、弁護士等の学識経験者、そして市医師会、市歯科医師会など 保健医療関係者、茨木市内の商店会の方々など、計15人で構成されています。

今までに2回協議会を開催しています。資料1-2に、会議内容について、第1回、第2回としてこの内容について協議しておりますが、主な内容としては、協議会の趣旨であるとか、どのようなことを協議していくのか、今後行っていくあっせんまでの流れ、仕組みについてなどです。

この差別解消支援協議会はさまざまな関係機関の委員で構成されていますので、まずはお互いの考えを知り、障害者差別の解消に当たっての根本的な考え方、共通認識を持つことが重要だと考えています。

そこで2回目の協議会では、障害のある人もない人も「共に生きるまち」 とは、どのようなまちと思うか、それを実現するためにはどのようなことが 必要かをテーマに、グループワークを実施しました。

今後、あっせんの手続きを進めるに当たっては、部会の人数や申立書の書類の様式、あっせん案の決め方などを協議会で検討し、あっせん要領を作成するなど、進めてまいります。

また、昨年12月17日に開催されました、第2回茨木市障害者地域自立支援協議会全体会の中で、この協議会についても報告しております。その内容につきましては、資料1-2、2ページに茨木市障害者差別解消支援協議会会議内容について記載していますので、そちらもご覧ください。

報告は以上です。

新野会長

藤山さん、中村さん、お二方に説明いただきました。この議題2に関して のご説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お手をお挙げくださ いますか。活発な意見交流の場にしたいと思います。いかがでしょうか。

太田委員、よろしくお願いいたします。

太田委員

太田です。

最初のところ、周知・啓発関連の、啓発用の分かりやすいリーフレットです。これは自治会等の回覧で回ってきたのですけれども、関心のある人はしっかり見たりするのですが、関心のない人は何か入っているなという程度で流れていくようなことになってしまうと思ったのです。できることなら、市民1人1人にしっかりといきわたるようにお願いしたいと思いました。それが1点です。

あと、このリーフレットについて墨字版だけではなく点字版をぜひ作っていただきたいです。視覚障害の方にもきちんと見てもらえるように、点字の分かりやすい版を作っていただきたいと思いました。

合理的配慮の提供にかかる助成金についてですけれども、これについては

本年度で終了ということではなく、来年度もしっかりと継続していただきたいと思っています。

件数が少ないというのが残念なところですけれども、もう少し情報提供を、どのように使えるのかなどということではなく、品目を全て洗い出して分かるようにし、例えばそれがどこで購入できるのかという情報もあると、これでも買えるのだ、ということで進んでいくのではないでしょうか。

これは障害のある人だけではなく、他のお客さんにも意味のあるものが多分、たくさんあると思うのです。ただ、なかなか何があるのかは分かりませんので、そのようなところで情報提供、選択肢をしっかりと見せていくことでもっと進んでいくのではないかと思いました。そのようなところもぜひ、検討していただければと思います。

あと、これは物品や工事という内容だけになっているのですけれども、例 えばお店の人が、障害がある人が来た時にどのように対応したらいいのかが 分からない時に、誰かよく分かっている人に来ていただき、教えてもらう費 用にも使えるようにという工夫ができたらいいのではないかと思いました。

新野会長

今、大きく3つ出たかと思います。いったんそこでおいていただいて、事 務局でお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

太田委員がおっしゃいましたのは、まずリーフレットに関してのご意見です。市民に行き渡るようにするにはどうしたらいいのか、案を示してほしいですと。それから、点字版も欲しいけれども、どうなっていますか。

2つ目は、助成金が今年だけで終わらずに来年も継続していくのでしょうか。それから、どのように使えるのかの説明やPRが欲しいですと。

3つ目は、物品や工事についての助成金だけではなく、人を配する助成金 の意味も持たせてほしいということであったと思います。

それでよいですか。

太田委員

はい。

新野会長

それでは、事務局のご担当からお答えいただければありがたいです。

事務局(藤山)

ありがとうございます。障害福祉課の藤山です。

質問というよりはご意見に近い内容が多かったと思いますので、それぞれ 現状も含め、お答えできる範囲でお答えしようと思います。

まずは分かりやすい版のお話です。おっしゃってくださったとおり、回覧だけでは全ての方が十分に読んでいる状況ではないのではないかということについては、そのとおりかと思っています。

それをお1人ずつ、あるいは1世帯に1枚配れば、果たしてそれを読んでいただけるのかどうか、ということもございます。効果的に読んでいただける、あるいは冊子を配る以外でも何か理解を促進する方法がないかということにつきましては併せて考えてまいります。冊子という形が効果的であれば、同じものだけではなく、対象や内容を変えて作ることも併せて検討したいと思っております。

続いて点字版についてです。条例の本文、条文そのものについては点字で ご提供する準備がすでにあるのですけれども、分かりやすい版を作成した際 に、文字を大きくする、絵やイラストを少しでも入れて視覚的にとっつきや すくするというところに主眼を置いて今回は作らせていただいた経緯もあ ります。おっしゃっていただいたように、分かりやすい版というものの点字 版ということで言うと、現時点でご用意がございません。

そこについては、ただ単純にこの冊子に書いてある文字を点字化すれば、 果たしてそれでいいのか、というところもございます。そこについては実際 の視覚障害がある方等にもご意見を伺いながら、どれぐらいの内容を条例か ら抜粋して点字化するのが妥当なのかについては、研究をしてまいりたいと 思っております。

続いて、助成金についてです。

次年度の継続については、現時点では担当課としての考えでしかお答えできない部分もございますけれども、担当課である障害福祉課としましては、単年度で終わるとは考えておりません。今後も継続できるように努めていくとともに、たくさんの方、事業者の方に知っていただいて、利用していただけるように努めたいと考えています。

きめ細やかな情報提供をどのようにしていくのかについては、冊子やホームページに載せただけではおそらく難しいということは、この半年、1年弱の間で市として感じているところです。実際にお店に足を運ばせていただいて、直接お店の方と面と向かってお話をする中では、丁寧にこのようなものにも使えますというところまで説明ができるのですが、何分、お店の数に対して職員の数が追いつかないところもございまして、少しずつ地道にという状況になっております。

ただ、おっしゃっていただいたことにつきましては、全くそのとおりだと 思いますので、今後もそのような活動は続けていく予定はしております。

理解を促すためにも、この助成金が使えたらいいのではないかというようなご意見もございました。現状、この助成金という枠組みの中では、工事、物品購入、コミュニケーションツールの作成に用途を限定しています。勉強するための講師を呼ぶなどについては、今のこの枠組みの中では予定しておりませんけれども、障害の理解を促進するための後押しは、この助成金以外

の手段も含めて進めていきたいとは考えております。

そちらも併せて、今後、何か新しい取り組みができればご報告したいと思っています。

以上です。

新野会長

ありがとうございました。太田委員さん、よろしいですか。まだ追加のご 発言はございますか。

太田委員

ありがとうございます。

その次の資料1-2の差別解消支援協議会ですけれども、この資料では具体的にどのような流れで相談があり、そこからどのような流れで対応していくのかが分からなかったので、教えていただきたいと思いました。

新野会長

ありがとうございました。中村さんがご説明くださいました、この差別解 消支援協議会について、まだぼんやりしているので、もう少し詳しくという ことだと思います。

よろしくお願いいたします。

事務局(中村)

相談支援課の中村です。

相談の流れですけれども、まず障害のある人、家族、支援者、事業者等から、障害を理由に何らかの差別、もしくは合理的配慮を受けられなかったといった相談を受け付けます。その後、関係課とどのように事実確認をしていくのかを協議します。

その後、当事者の方、もしくは相手方、事業者に対して事実確認の聴き取りをし、また、相談内容に関する情報を事前にできるだけ収集します。例えば、その事業に関わるガイドラインや法律や制度がどのように定められているかというところも情報収集します。その後、また関係者で集まり、対応方針の検討を行います。

そして、その内容をもとに、相談者や事業者に対して助言、調整を実施します。合意に至った場合には相談の終結になりますが、合意に至らなかった場合は、次にあっせんの申し立てへ進んでいく流れです。

相談内容が広域にわたるものや、技術的助言が必要なものについては、大阪府広域支援相談員への支援要請も検討します。また、個人等が相手方となる場合は、差別事象検討部会の開催を検討します。

この相談の流れと対応につきましては、協議会の中でご意見をいただき、 まとめたものです。

新野会長

ということでございます。協議会の中で、まだこれから細かいところを決めていかなければならないことがまだまだあるという印象でございました。 太田委員さん、現段階では今のご説明でよろしいですか。

太田委員

はい、大体の流れは分かったのですけれども、具体的にすごくたくさんの作業が出てくると思うので、そのような実務を担うところが、おそらく市の中でやるということで考えているのかと思います。

できれば、この協議会という、15人という大きな枠組みではなく、もう少し小さなところで、市の人以外にもそのようなことを検討する事務局になるのか、何になるのか、継続的な機関を作り、しっかりと対応できる体制をとっていったほうがいいのではないかと思いました。

新野会長

ありがとうございました。この15人の公的な協議会だけではなく、少人数の作業委員会、作業チームですか。そのようなものがあったほうがいいのではないかというご意見ですね。

いかがですか。お考えはございますか、中村さん。

事務局(中村)

相談支援課の中村です。ご意見ありがとうございます。

今の相談の流れは、相談支援課、人権・男女共生課、障害福祉課と、関係する課が集まって協議の上で進めていくことになります。今後、この差別解消支援協議会の中でもこの内容を報告し、その対応の検証などを進めていくところではあります。

あと、少数のグループを作って協議をしていってはどうかというご意見だったかと思います。あっせんの申し立てを進めるにあたりましては、協議会の委員の方に入っていただいて専門部会を設置し、そちらで協議をしていくという予定で進めています。現段階では、そのような関係者以外の方が入っての協議の場は想定していません。もし、その関係者で難しいということになれば、大阪府の助言をいただいて進めていくことになります。

以上です。

新野会長

今後、そのような方向でいくことは、視野に入っているというお答えでご ざいますが、太田委員さん、よろしいですか。

太田委員

はい。

新野会長

では、この件に関しては以上にしておきたいと思います。他にご質問、ご意見等はございますか。森川委員さん。

森川委員

森川です。

2番目の、事業者の合理的配慮の提供にかかる助成金のことですが、件数 が少ないというお話がありました。しかし、私としましては、数的には多い のではないかと思うのです。

実際にそのような助成金ができたということで、スタートしましたといいましても、障害者当事者は、まずお店やいろいろな場所に行くこと自体が少ないわけです。実際に行き、初めて対応をして、このような対応をしないといけないのだと分かった上で、お店の人もこの制度を使うことに結び付くのではないでしょうか。

そのようなことですので、実際に工事や物品の購入費の件数は出ていますが、実際の事例としてはどのような内容だったのかを教えていただきたいと思います。

その事例を基にして、実際に助成をします、しません、このような事例がありましたということで、実際の事業者の方に、このような使い方があるのだということで考えていただける、実際にその助成金を使っていただけることになるのではないかと考えます。

もう一点あるのですが、よろしいですか。

3番目の内容、子ども手話教室のことです。実際に申し込み者数が41人も あったということで、定員が25人で、多く受けてもらえなかった子どもさん もいらしたことに驚いています。

子ども手話教室を開くことはいいことですが、企業や実際に支援する立場の皆さんに対しての手話教室をやる方針や計画はありますか。そのような部分もご確認をしたいのです。

以上です。

新野会長

森川委員さん、ありがとうございました。大きく2つ出たと思います。

助成金に関しての実例を具体的に教えていただけないでしょうか。それが 分かれば、お店なども今後、申請していく参考になるのではないかというこ とだと思います。

2つ目は手話教室です。子ども対象のものだけではなく、企業や支援者の 方を対象としたものを考えておられないかということでよろしいですか。

事務局からお願いいたします。

事務局(藤山)

はい、ありがとうございます。障害福祉課の藤山です。 2 点について、順次、ご説明したいと思います。

まず、合理的配慮の提供に関する助成金制度の実際の用途についてです。

例の中で肢体不自由の方に向けたものとしましては、段差解消のためのスロープの設置、トイレ等への手すりの設置といったものがございます。視聴覚に障害のある方につきましては、筆談ボードの購入、聞こえが悪い方のために、音を大きくして聞きやすくする集音器の購入をされた事業者さんもございます。

あと、この報告資料にある5件以降に申請が来たものにはなるのですけれども、歯医者さんから申請があり、これが6件目になります。歯医者さんで知的障害や聴覚障害のある方のために、絵や文字で治療の内容を示したもの、コミュニケーションツールの作成になりますが、このような治療をしますということを、絵と大きな文字で示したものをラミネートしたものを作成するための費用を助成した実例もございます。

ですので、これとこれでないと駄目ということではなく、逆にこのような ことに使えるのであろうかというお問い合わせをいただけると、行政でも想 定していなかったものも出てくる可能性も、今後あるかと思っています。

ですので、お店の方には少しでも興味を持っていただき、お問い合わせなりをいただければ、行政としては助かると思っています。

1点目については以上です。

事務局(石井)

2点目の手話関連について、説明をいたします。障害福祉課、課長代理の 石井と申します。

こちらの夏休み子ども手話教室の開催については、この条例ができてから 新たな事業として始めましたので、挙げております。手話教室、手話の講座 につきましては従来からやっているものがございまして、手話を始めた方が ある程度の手話を覚えていただくところまでの手話奉仕員養成講座と、大阪 府の手話通訳者の養成講座を受講していただく方のステップアップ講座を 従来から実施しています。

こちらは一般の方向けですので、企業の方や会社員の方でも土曜日や平日 の夜間に参加していただけるようにという時間設定で行っております。これ については従前から開催しておりましたし、今後も開催する予定でございます。 以上です。

新野会長

ありがとうございました。森川委員さん、よろしいですか。

森川委員

はい。

新野会長

まだまだ、今後に期待をする事業だと思いますので、よろしくお願いいた します。 この議題2に関してですが、この辺でよろしいですか。まだ他にございますか。森脇委員さん。

森脇委員

すみません、森脇です。

この中に入っていた助成金のチラシですけれども、日付が31日で厳守と書いてあるものになっているのです。これを見ますと、もう申し込みができないと思われる方もいらっしゃいますので、この中に挟んで配布をされる場合でしたら、この後、どのような形、延長をされるのか分からないのですけれども、このようなものがありますという形で、日付なしで、このような場合があればご相談くださいという形にしてください。

これだけを見ると、無理だと思ってしまいがちになります。そこだけ気になりましたので、よろしくお願いします。

新野会長

募集のチラシの日付についてですけれども、これは以前使ったものである ということで付けてくださったものです。今後の予定はありますか。

事務局(藤山)

ありがとうございます、障害福祉課の藤山です。

皆様のお手元にあります、助成制度のチラシにつきましては、助成制度のスタートの時から周知のために活用しているものです。この助成制度の裏付けとなっている予算が単年で執行ということもあり、予算を執行する、年度末までに使わないといけないというのもございますので、その受付のタイミングもあり、当初は1月末までと区切りをしていました。

ただ、実際にやってみまして、受付から支給までの時間がどれくらいかかるのかがスタート時点では分からない部分もございまして、現状はもう少し、1月末で終わらなくても大丈夫だということで、今年度については1カ月延長し2月末まで受付をするように、ホームページ等では現在は周知内容を改めています。

先ほども申しましたように、次年度以降は担当課としても続けていきたいと考えておりますので、もしその予算の裏付け等がきちんとできるようであれば、その旨も併せて、次年度以降のご申請案内もすることができればと考えています。

新野会長

ありがとうございました。とりあえずは2月末まで延長しているということでございます。新年度になれば、またご案内が出るということでございます。

いかがでしょうか。この議題につきまして、まだございますね。大木委員さん。

大木委員

大木です。

私は質問ではなく、返答はいりませんので、リーフレットの見た目で気づいたことだけお伝えしておきます。

中を開きまして、5つの色の円があり、基本理念が描いてあると思うのですけれども、例えば黄色などは色がぼやけて、ロービジョンの人や発達障害の方が見にくいと思われました。

周りのふちをぼかすのは、柔らかい感じがして印象はいいのですけれども、そこに丸や、合理的配慮のところに下に説明があるということで米印が付いているのですけれども、そこの肝心なところが白く書かれているので、多分、それに気づかずに、下に合理的配慮の説明があるところも気づきにくいと思いました。

この分がはけてから、次のものを作られるときには、少しこの辺も改善していただくといいかと思いました。

今の合理的配慮のところですけれども、一番大事な概念だと思いますので、このページの下にあるという、簡単に注釈があるといいと思いました。 以上です。

新野会長

ありがとうございました。このリーフレットのデザインについてのご意見 でございました。ご参考までにとどめておいていただき、次に生かしていた だきたいと思います。

では、時間に限りもございますので、この議題2については、これにて終わらせていただきます。よろしいでしょうか。いろいろご意見ありがとうございました。

では、続きまして議題3「茨木市障害者地域自立支援協議会全体会の報告について」となります。資料2です。

これにつきましては、自立支援協議会から委員としてご参加いただいております、岩﨑委員からご報告いただきますので、お願いいたします。

岩﨑委員

障害者地域自立支援協議会からきました、岩﨑です。よろしくお願いいた します。

それでは、お手元の資料2-1、平成30年度第2回茨木市障害者地域自立 支援協議会全体会議事概要をご覧ください。

ご説明に先立ちまして、資料の訂正をしたいと思います。資料2-1、2ページ目、丸1つ目の真ん中、10か所の募集エリアに対して14法人と書いてあるのですが、10法人の間違いですので、訂正していただきたいと思います。では、昨年12月17日に開催されました、茨木市障害者地域自立支援協議会

全体会について、こちらの資料に沿ってご説明します。

自立支援協議会の全体会は通常、年度に2回ありますが、第1回は6月の 大阪北部地震発生に伴い中止となっており、今年度は第2回のみの開催とな りました。主な議題としましては、報告案件として5つありました。

- 1つ目、平成30年度に発生した災害における課題等について。
- 2つ目、包括的専門相談支援体制の推進状況について。
- 3つ目、茨木市障害者差別解消支援協議会会議内容について。
- 4つ目、事業者の合理的配慮の提供にかかる助成金について。
- 5つ目、自立支援協議会の中にある、各部会やプロジェクトチーム等から の報告事項について、です。

各案件の概要をご報告いたします。

資料1ページ、中段1つ目、平成30年度に発生した災害における課題等については、昨年、大阪府北部地震や台風21号などの自然災害を経験し、障害のある人やその家族、支援者が多くの問題、課題に直面したことから、それらの課題を集約し、優先順位を付けて取り組むべきものを決めていくため、自立支援協議会の事務局からメンバーを選抜し、ワーキンググループを立ち上げた旨が事務局から報告がありました。今後、課題などを整理し、平成31年度の第1回全体会で取り組み方針の提案がされる予定です。

協議会の委員からは、ワーキングへの障害当事者の参加や課題を整理する プロセス、市全体での防災を考える会議などへの障害福祉分野の関わりなど について質問がありました。

ワーキングには当事者は参加していませんが、当事者団体や親の会、支援 団体から提供を受けた情報も集約されており、寄せられた課題には、障害の ある人のための災害時の初動マニュアルのようなものや、備蓄品の場所など の情報の必要性、個別支援計画と災害時の行動計画の紐づけなどが挙がって います。

また、市全体での災害対応については、所管は危機管理課で、大規模災害時には災害対策本部が設置され、対策班ごとに災害対策業務に当たる旨、事務局から説明がありました。

また、災害対策については、障害福祉サービス事業所連絡会と自立支援協議会で協働して取り組みたいとの意見や、障害当事者や家族の力を活用した対策も必要との意見がありました。

資料2ページ、中段2つ目、包括的専門相談支援体制の推進状況については、平成30年度以降の相談支援体制について、相談支援課から報告がありました。

内容としては、市内の日常生活圏域を従来の7圏域から5圏域に変更し、 それを細分化して14のエリアを設定します。その5圏域、14エリアという体 制の下、エリアごとに地域包括支援センターと障害者相談支援事業所、コミュニティーソーシャルワーカーによる、いきいきネット相談支援センターの3つの機能を設置し、障害者や高齢者、生活困窮者なども含めた、包括的な相談支援体制を構築するものです。

なお、障害者、相談支援事業所については、今回、10か所の募集エリアに対し、10法人の申し込みがありました。

委員からは、包括的な相談となるとすごく難しいと感じる、各地域、エリアで相談支援の質に差が出ないようにしてもらいたいとの意見がありました。

資料2ページ下段、3つ目の茨木市障害者差別解消支援協議会の会議内容については、先ほど議題2の中で事務局から報告がありましたので、割愛いたします。

委員からは、障害者差別に関する相談事例の件数や、その内容に関して質問があり、平成30年度は、公共交通機関利用に関するもの、病院診療時の配慮に関するもの、入店拒否に関するものの計3件があった旨、事務局から報告がありました。

その他、学校、教育委員会においても、障害者差別解消や、茨木市の条例 に関しての研修を進めてもらえたらとの意見がありました。

資料3ページ、中段4つ目、事業者の合理的配慮の提供にかかる助成金についても、議題2で報告がありましたので、内容は割愛いたします。

委員からは、さまざまな周知をしているとのことだが、まだ市内の事業者側での理解が進んでいないのではないか、さらなる周知が必要であるとの意見がありました。

資料3ページ、下段5つ目、部会・プロジェクトチームなどからの報告事項については、初めに障害当事者部会から上半期の部会活動の方向と、部会委員の任期満了による新委員の募集について周知がありました。

次に研修・啓発プロジェクトチームから、昨年11月29日に開催された、障害福祉フェスタに関して報告がありました。今年度は例年行っている基調講演に代えて、ドキュメンタリー映画『さとにきたらええやん』の上映を行い、参加者からは好評を得ました。

また、今年度から市ホームページ内に設置している、障害福祉関連イベントの情報ページの運用状況について報告がありました。

次に資料4ページ目、子ども支援プロジェクトチームから、今年度上半期 の活動報告がありました。

市内の小中学校の支援学級の教員が集まる会議において、計画相談や相談 員の役目について周知を行ったほか、高槻市の自立支援協議会と連携し、支 援学校の教員向けの研修の企画を行いました。 また、医療的ケアを必要とする子どもを支援する上での課題について、関係者にアンケートを実施し、今後の取り組みについて検討を行っている状況です。

委員からは、医療的ケアを必要とする人にとって、災害時などの電源の確保や避難行動の際の移動が大きな課題であるとの意見や、子どもの支援を行う上で、切れ目のない支援の難しさを感じており、教育と福祉の連携の問題は非常に重要であること、障害のある子どもを育てていく上で、保護者の役割がすごく大きくなっているため、学校や教員を始め、社会全体で支えてもらいたいとの意見がありました。

最後に資料4ページ、中段、その他の連絡事項として、障害福祉サービスの支給決定基準の策定について、障害福祉課から趣旨及び進捗状況の報告がありました。

委員からは、重度訪問介護を利用されている重度の障害がある人などが支給量不足で経済的負担を強いられたり、事業所が負担をすることがないように精査してもらいたいとの意見や、24時間365日という頂点がある中で、基準をどのように考えていくのかは自立支援協議会でも考えていかなければならないが、障害のある人の自立を妨げるものであってはならない、との意見がありました。

自立支援協議会全体会についての報告は以上です。ありがとうございました。

新野会長

ありがとうございました。事務局の永友さんから、続いてご説明がございます。

事務局(永友)

相談支援課の永友です。よろしくお願いいたします。

資料2-2になりますが、先ほどの報告の途中でありました、障害者相談 支援事業所の委託部分に関してのご意見をいただきたいと思います。

障害者相談支援事業所の名称についてということで、まず3番を見ていただけますか。相談支援課では包括的専門相談支援体制として、障害者相談支援事業の他に地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センターの体制づくりをしております。

この2つの名称につきましては、地域包括支援センターやいきいきネット 相談支援センターと決まっております。

それに伴い、障害者相談支援事業所の名称を考えていくにあたり、資料の 1番、現行の名称を見てみますと、1つ目、4か所では、相談支援センター が前に付き、後ろに事業所名が来ています。例えば、相談支援センター「あ い・あい」や「とんぼ」という感じです。2つ目、事業所名が前に付き、後 ろに障がい者相談支援センターと続いているもの。3つ目に、相談支援事業所が前に付き、後ろに「あゆむ」と事業所名が付いているもの。あとは自立支援センターとし、後ろに事業所名が付いているものと、多様な名称が存在しております。

府内の状況を調べてみました。資料2番、平成30年4月1日現在の委託の 状況になります。基幹相談支援センターは除いています。

本市に一番多い、相談支援センター「事業所名」というのが、33か所で23% くらいになっています。次に多いのが、生活支援センターや生活支援相談室 で、28か所で19.6%になっております。その次が障害者相談支援センターで、 「害」の字が漢字だったり平仮名だったり、「児」が付いて「児・者」とさ れているのが、19か所の13.3%となっております。

あとはその他が一番多いのですけれども、前に「相談支援センター」など が何も付かず、事業所名のみで標榜しているところがあります。

茨木市内の状況もバラバラではありますし、府内の状況に関してもバラバラではあります。

また、国の要綱等では「相談支援事業所」が用いられています。

4番ですけれども、市の方向性としては、委託の相談事業所については、 相談ができるところだと市民に分かりやすい名称にしていきたいと思って います。

「小学校区」障害者相談支援センターとし、例えば「茨木・中条障害者相談支援センター」とする方法もありますでしょうし、2つ目の例として、「茨木・中条障害者相談支援センター(事業所名)」として、後ろに事業所名がくる方法もあると考えております。

この名称について、委員の皆様から、市民にとって分かりやすい名称はどのようなものなのかをご意見をいただきたいと思っています。

よろしくお願いします。

新野会長

ありがとうございました。岩崎さんからのご報告と、委託の相談支援事業 所の名称について、事務局からのご報告がございました。

ご意見、質問がございましたら、お手をあげてくださいますか。太田委員 さん。

太田委員

まず、全体会の報告のところで、少し補足というか、誤解がないようにお 伝えしておきたいところがあります。

最後のところですけれども、その他、連絡事項の最初、中頃の点、「24時間365日という頂点がある中で、基準というものをどう考えていくかは、自立 支援協議会でも考えていかなければならないが、障害がある人の自立を妨げ るものであってはならない」とあります。

ここで言う自立を妨げるもの、この自立の捉え方について、例えば医療関係者の方や高齢の分野の方の捉え方ですと、自立とは介護が必要ないというような捉え方をされる場合があります。障害の自立はそうではなく、必要な介護を使い、自分で決めた生活をするという意味合いの自立です。そのことを妨げるものであってはならないという意味であるということで、念のため、補足します。

新野会長

太田委員さんから、障害者の方の自立という言葉の使い方について、注意が必要ですという補足をしてくださいました。

その件に関しましては、皆様方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。他にご意見はございますか。先ほどの相談支援事業所の名称についても、何かご意見がございましたら、この際ですのでお聞かせいただきたいと思います。

府内でも自治体により、バラバラで名前を付けているという現状があります。茨木市の方向としましては市民に分かりやすいように、例えば小学校区の名前を前に付けて、障害者相談支援センターというように、一本化していく方向はどうかというご提案でしたが、何かご意見はございますか。 太田委員さん。

太田委員

太田です。この話はいつどこで決まることになるのでしょうか。

といいますのは、名称変更は事業所としてはいろいろな指定の変更手続きなどもありますので、できるだけ、もしも変更が必要な場合は早く決めていただく必要があるのではないでしょうか。

あと、これはこのような名称でいきましょうと決まりましたら、この委託を受ける事業所は、うちはこの名前でいきたい、変えたくないということは言えないのでしょうか。これでいきなさいということになるのでしょうか。その辺りを教えてください。

新野会長

手続き的なことやスケジュールなどをお聞かせください。お願いいたします。

事務局(永友)

ありがとうございます。確かに、名称を変えるとなりますと、いろいろなところに影響してきます。ですので、時期的には、4月1日と考えますが、このようなことを提案させていただけたのも今日が初めてになりますので、自立支援協議会の全体会で出しておかなければいけなかったのかという反省もしているのですが、いろいろな意見をいただいた上で、検討してまいり

	ます。 今日はどのような方向性、大きな方向性として、市民に分かりやすいものはどのようなものかという意見をいただきたいと思っています。今日で決定など、そのようなことではありません。					
新野会長	最終的にはどこで決定することになるのですか。					
事務局 (永友)	最終的には、いろいろな意見をいただいて、市で決定することになります。					
新野会長	それは議会の承認を得るということですか。そこまではいかずに事務レベルで調整をするのですか。					
事務局 (永友)	はい。					
新野会長	ということのようでございます。					
太田委員	すみません、次の4月からということはないということですか。					
事務局 (永友)	非常に難しいと思っております。例えば、事業所にかかってきた電話はその名称で出るのかとか、いろいろな課題も出てきますので、実際に委託を受けていただける事業所との検討がいるかと思っています。 現在、市では、委託契約の名称や、市民周知に「障害者相談支援センター」を使用し、事業所の「指定部分」の名称変更は必ずしも求めない方向で検討しております。					
新野会長	太田委員さんは、まだわだかまりをお持ちのようですが。					
太田委員	聞いていることに答えていただいたのですが、よく分からないのです。					
新野会長	急に明日からしろということにはなりませんということで、1年くらいを かけてということでしょうか。					
事務局(永友)	具体的なところはなかなか出ないのですが、例えば障害の相談支援事業所は4月から10か所の設置予定ですので、事業所によっては小学校区で4つ重なってくる、2エリアを受け持っていただいているところもあります。今すぐに変更していくと、また次に設置場所を増やす際に名称を変えなければならないところも出てきますので、慎重に考えていきたいとは思っています。					

新野会長

ちなみに小学校区というのは、今、32ございます。その1つの小学校区に 1か所と必ずしも決まっているわけではないということですか。

事務局 (永友)

おおむね、2つから3つの小学校区が1つの設置場所ということになります。現状としましては、今度の4月からは、一番多いところで5つの小学校区を受け持っていただくところもあります。

新野会長

そのようなご説明でございますので、しばらく様子を見て検討していただいて、よい方向に進めていただきたいと思います。次の会議の時には、結論らしいことは出ていますよね。

事務局(永友)

はい。市民に「何の相談ができるのか」が分かりやすい名称を念頭に検討 してまいります。

新野会長

はい、ありがとうございます。それではこの議題はこの辺りで終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。まだ他にご意見、ご質問がございましたらお受けしますが、よろしいですか。

それでは、議題4にまいります。

その他となっておりますけれども、資料3に基づいて事務局からお話がございます。皆さん、お手元の資料3をご用意ください。よろしく説明をお願いいたします。石井さん。

事務局 (石井)

障害福祉課の石井でございます。

資料3にございます、支給決定基準の策定についてご説明をします。

まず、支給決定基準というものですが、介護給付費等の障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスの支給の決定を行うに当たりまして、公平かつ 適正に行うために、個々の利用者の心身の状態や介護者の状況等に応じて、 支給量について定めるものでございます。

この支給決定基準を策定する根拠でございますが、平成19年3月23日付で厚生労働省から「介護給付費等の支給決定について」という通知が出ておりまして、その中で定めておくようにということが書いております。その通知に基づいて策定しようと考えております。

資料の3と4、なぜこの時期なのか、策定の意義と経緯についてです。

平成19年3月の段階で支給決定等についてという告知が出ておりまして、 その中で支給決定基準というものを定めておくことと書かれていたのです が、現時点まで、本市では支給決定基準について策定しておりませんでした。 今までどのように支給決定事務をしていたのかと申しますと、明文化されていないようなケースが多くございまして、これまでいわゆる非定型と言われる業務で、決定するたびに会議を行い、支給の要否や支給量を決定しておりました。

1つ1つ個別に会議をするのはもちろん必要ではございますけれども、公平性、透明性、明確化、明文化等を担保するためには課題があると、こちらとしても感じておりました。

また、近隣他市の状況を調べましたところ、本市以外の北摂他市では、支 給決定基準については策定しており、大阪府からも再三にわたり、支給決定 基準を策定するようにと指摘を受けている状況でございました。

ですので、本年度になるにあたり、支給決定基準を遅ればせながらも策定していこうということで、作業を進めているところでございます。

2ページ目、この支給決定基準を策定することによるメリットでございます。まず、さまざまな事業所があると思いますけれども、事業所間でも統一した対応ができます。

今まで、支給決定基準が明らかではありませんでしたので、相談支援事業所からこのような場合に支給をしていただけるのかという問い合わせが結構あったのですけれども、統一した基準を示すことにより、このような問い合わせも減り、お互いの事務の軽減もできると考えられます。

一律の判断基準で意思決定できることが増えるために、公平性を確保することができますし、国が支給決定基準を作るようにと指導していることも大きな理由です。都道府県において、支給決定障害者等から市町村の支給決定に関する審査請求を受けた場合の審査基準となり、行政の決定について不服がある場合は、やはり審査請求をしやすくすることが国の方針でもございます。その際の審査基準になる支給決定基準を策定するように、公表するように、ということを言われています。

この対外的な根拠として基準を示すことができて、支給決定の透明化、明確化が担保できると考えております。

作成によるデメリットと考えられているところです。

基準というものを作りますと、これが支給の上限と誤解を受ける可能性が ございます。これにつきましては、この支給決定基準はあくまで標準支給量 でございまして、上限ではありません。その上限ではなく、標準支給量をど のように支給決定をしていくか、そのプロセスを定めるものでございます。

この辺りを丁寧に説明しまして、事業所、利用者の誤解を招かないように 理解を得る必要があります。そうすることにより、クリアできるとは考えて おります。

ただ、支給決定基準を作りますと、そこに書かれていないものが全て決定

できないのかと誤解される可能性もございますので、この辺りについては、 もちろんそうではなく、大元の障害者総合支援法に基づいて支給決定をする わけでございます。根拠となる制度の趣旨を説明し、必要に応じて課内で会 議を行い、決定するということを丁寧に説明する必要があります。そうする ことにより、このような誤解は払拭できると考えております。

策定のスケジュールでございますが、昨年10月からワーキンググループを 立ち上げまして、その中で内容についていろいろ検討しております。全8回 で考えておるのですが、現在第6回まで実施いたしました。あと2回、検討 し、支給決定基準案を策定していきたいと考えております。

3枚目、ワーキンググループの構成メンバーはこちらのとおりでございます。

今後の予定といたしましては、本年3月中旬に素案を策定し、市役所内で 決定の手続きをしたのち、茨木市障害者地域自立支援協議会定例会にて報告 させていただくとともに、相談支援事業所へ周知し、4月1日、新年度から 運用を開始したいと考えております。

また、支給決定基準を策定いたしましたら、改めてご報告したいと思っています。

以上です。

新野会長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご意見、ご質問がご ざいましたら、お願いいたします。太田委員さん、よろしくお願いします。

太田委員

私もこのワーキングのメンバーに入れていただいております。事業所連絡 会の居宅介護部会の担当ですが、これ以外にも事業所連絡会の日中活動系部 会から1名と、居住等施設部会から1名入れていただいています。

このワーキングでも意見はお伝えしているのですけれども、特に今回、この支給決定の基準策定に当たり、重要だと思っているところだけお伝えしたいと思います。

この支給決定基準では、例えばヘルパーの時間数といったことが決まっています、生活支援にかかる重度訪問介護という制度があります。これは長時間のヘルパーを使い、地域で生活をすることができる制度です。

例えばグループホームや施設入所支援の場では、生活支援として1日24時間、1カ月31日の月でしたら、744時間のサービス支援が受けられるのですけれども、重度訪問介護は施設やグループホームではなく、地域で在宅での生活をするときにそのような生活の支援を行うものになっています。

制度としましては、1日24時間、1か月744時間の支給決定ができるところがこの制度の建て付けになっています。そのような意味では、非常によくで

きた制度です。

ただ、それが茨木市の支給決定、居宅介護や他のヘルパーの制度は柔軟な運用をしていただいているのですが、重度訪問介護につきましては744時間が必要な場合も、支給決定が今の段階では出ていないというところがあります。

今回、この基準策定に当たりましては、このような課題につきましてもしっかりと対応できるような、解消できるような運用をしていけるような基準にしていただきたいと思います。

これまでは基準がない中で、非定型という形でやってきましたけれども、 結果として744時間がなかなか決定されないということもありました。今回 の基準の中に、重度訪問介護につきましては744時間の支給決定ができるの だということを、担当者が分かるような形で明記していただくことをお願い しているところです。

そのようなところで、事業者が持ち出しして支援をするところが出てきています。障害当事者の方も事業者も困らないような形でできるような仕組みにしていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

新野会長

ありがとうございました。このワーキンググループのメンバーであります 太田委員から、この基準を作ることの大事さ、重要さ、意義をご説明してく ださいました。

皆さん、ご理解いただけましたか、よろしいでしょうか。

少し私から言わせていただきます。

この文章を読みましたときに、少し誤解を招くのではないかと思ったところがございます。5番に書いてあります、「策定によるメリット」は全くそのとおりで、早くこの基準を策定しないと具合が悪いです、策定したらこのようないいことがありますということが並んでいます。

6番に「策定によるデメリット」と書いてあります。策定をしたら、このような悪いことがありますという誤解を招く書き方のように見出しが見えるのです。

そうではなく、支給決定を受けることができないと誤解されてしまう可能性がありますという意味ですよね。その辺は皆さん、この見出しに惑わされず、この基準を作ればこのようなデメリットが起こるのか、それならば策定しないほうがいいのではないかと思ってしまいがちですが、そうではございません。誤解が生じることがないように、この基準がきちんとできれば、ここに書いてありますような誤解は解けますから、どうぞご心配いりませんということを言いたいがために、この6番が書かれていることをご理解いただきたいと思います。

皆さん、それはご承知だと思いますけれども、よろしいでしょうか。デメリットであると誤解されていること、という意味ですね。

少し気になりましたので、付け加えさせていただきました。北摂7市のうち、6市はすでにできているのに、茨木市だけが乗り遅れてしまったということですので、どうぞよい基準づくりをしていただきたいと思います。

何かご意見はございますか。お手があがりました、森脇さん。

森脇委員

森脇です。

今回のことですけれども、全部、話し合いが終わった後は公表していただ けるということでいいのでしょうか。それが1点です。

デメリットの下の波線、「必要に応じて課内で会議を行い、支給の要否や 支給量を決定する」と書いてあります。例えば私が相談をして、課内で相談 しますと言われて、どのくらいの期間で返答が返ってくるのかを教えていた だけたらと思います。

新野会長

ありがとうございました。結果は公表されるのか、相談した場合はどれくらいの期間を要するのか、とのことだと思います。お願いいたします。

事務局(石井)

障害福祉課の石井と申します。

支給決定基準につきましては、策定いたしましたら、公開いたします。も ちろん支給される方に事前に分かっていただくためということで、もちろん 事業担当にも公開しますが、皆さんにも公開します。

この申請があった場合に課内で検討して決定するのはどのくらいの期間 かということですが、この障害福祉サービスの標準の決定期間というものは ないのですが、基本的に調査を行い、その内容に応じて速やかに決定するこ とになります。

特に大きな問題がない場合ですと、通常で2週間程度と考えておりますが、中には調査をかなりしなければならないケースもあります。場合に寄りましては、1カ月くらいかかるケースもあるかと思います。

標準決定期間は、現状では盛り込む予定としては考えておりません。

新野会長

よろしいですか。

森脇委員

やはり基準に非該当の方になると思うので、やはり必要だから申請するという形になると思うのです。ですので、できるだけ早く必要な方に支給していただき、その方の生活が安定できるようにしていただけたら、ありがたいと思っております。

新野会長

ご意見、ありがとうございました。それもお含みいただきまして、この制度づくりにご関係の方はご努力をお願いしたいと思います。髙田委員さん。

髙田委員

民生委員の髙田です。申し訳ないのですけれども、すごく言葉が難しいです。私は初めて、この障害者の分科会に参加させていただきますので、もし地域の障害のある方にこの説明をするとなりますと、とても難しい言葉です。

これが出来上がった後に、広く皆さんに話をするときには、皆さんにもっと分かりやすい言葉になるのでしょうか。初めてで、専門のところに子どもを預けているとか、養護学校なども何も経験がありませんので。

今、言われている下の部分の、このようなサービスを受けられるというのは分かるのですけれども、標準支給量と言われても分かりません。それを質問されたお母さんなり、地域の利用者の方にお話をするときには、言っている私も分かりませんし、聞いておられる方も分かりません。

基準がきっちりと決まりましたら、初めて聞かれる市民の方にもう少し分かりやすい言葉になるとは思うのですけれども、すみません、今は少し難しいです。私も全く障害のことが分からないわけではないのですけれども、やはり初めて聞いた言葉ですので、頭の中にぐるぐると回っている状態です。

新野会長

今、おっしゃいましたのは、支給決定基準の中で使われている言葉という 意味ではなく、障害福祉事業全体に関してのところですね。

髙田委員

はい。前のいろいろな事業に関しましては分かったのですけれども、特に 今の言葉です。ですが、反対に言いますと、地域の方から、自分の子どもに このような障害があり、では、どのようなサービスを受けられるのですかと 聞かれた時に、このようなことができます、というお返事ができません。

地域の方の中には高齢の保護者の方が高齢の障害のある子どもを持って おり、地域と全然関わりを持っていない方もおられます。そのような時に私 たちが質問を受け、役所に行って聞いてきた時に、このようなことを言われ てもさっぱりで、次にバトンとして渡せません。

今、この場では専門的でいいのですけれども、もう少し分かりやすい、伝えられるような言葉で。やはり皆さんがよく分かる、初めに市民の方がよく分かるようにというお言葉が出てきましたので、そのようなものも分かりやすい言葉にしていただけたらいいと思います。

新野会長

ありがとうございました。確かに居宅介護、同行援護、行動援護は何と、

見慣れない言葉に出会われましたら、戸惑われる方もあるかと思います。

今後、このサービスを進めていく上におきましても、そのような方々への ご配慮はしていただきたいと思うところです。

今のことにつきまして、事務局から何かございますか。用語が分かりづらいとおっしゃっています。

事務局(石井)

ご意見、ありがとうございます。障害福祉課の石井です。

市民にとって分かりやすい内容ということを心掛け、策定に当たり考えさせていただきたいと思っています。どうしても役所の書く文章でございますので、硬くなるところもあろうかと思います。そのような意味もありまして、ワーキンググループを作り、書いてある内容が市民の方にとってよく分かる内容かということもご意見を伺い、それを取り入れて作ってまいっているところです。

書かれている内容が分かりにくいというお声がございましたら、その都 度、修正も検討してまいらなければならないとは考えております。以上です。

新野会長

ありがとうございました。他にご意見、いかがでしょうか。大木委員さん。

大木委員

今の髙田委員さんの質問の続きで私も伺いたいです。

当事者やご家族さんへこの流れを説明する時に、フローチャート図のようなものを作ってはいらっしゃらないでしょうか。今まで実際に活動をしてきたものですから、市町村でそのようなものを作っているところを見たことがあるのです。たいてい、そのようなものを作っており、説明をかみ砕くとしましても、文章だけで進めているだけということはないと思います。

その辺のところを確認させてください。

新野会長

フローチャートとおっしゃいましたけれども、それは支給決定基準の流れのものですか。そのようなものはございますか。

事務局(石井)

障害福祉課の石井です。

今、策定している内容は支給決定の基準の部分ですので、どのようなサービスでどのような標準支給量にしていくかがメインになっています。国も申請をしてから決定してまでのフローチャートを作っておりますので、そのようなものも中に盛り込んでいくことは検討してまいりたいと思います。

大木委員

今の時点ではそのようなものはないのですか。

藤山係長

すみません、補足させていただきます。障害福祉課の藤山と申します。

支給決定基準というものは今、ございませんので、それに関するフローチャートは当然ないのですが、いわゆるサービスを使いたいと思った人が使えるまで、要はサービスの支給決定の流れというようなフローチャートは現状でもございます。

サービスを使いたいと申し込めば、認定調査をして、どれくらい、例えば 医師の意見書を取り、認定されてからサービスの量を決めてという流れのフ ローチャートはすでにございます。

そのフローチャートの中に、支給決定基準に照らして何をするというところが盛り込まれるかどうかというのは、この基準の作成と合わせて考えるところになるかと思います。

大木委員

よく分かりました、ありがとうございます。

新野会長

ありがとうございます。すでにあります、支給の流れのフローチャートを うまく盛り込んで活用していただけたら、より分かりやすくなるということ でございました。

いかがですか、特に他になければ予定の時間を過ぎておりますので、よろしいでしょうか。

では、これにて終了としたいと思います。その他、事務局から何かご案内 がございましたら、お願いしたいと思います。

事務局(司会)

この会議の会議録についてでございます。

会議録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆さまに内容をご確認いただいた上で、ホームページと情報ルームで公開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

新野会長

ありがとうございます。他には何か、どなたかございませんか。

では、これを持ちまして本年度の分科会を終了いたします。委員の皆様には貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。また事務局もいろいろたくさんの資料をご用意くださいまして、説明してくださいました。ありがとうございました。

以上を持ちまして終了といたします。ご苦労様でした。

閉会